

## 第2章 『次の内閣』の活動

### 3 内閣 (行政刷新・行政改革、公務員制度)

190回通常国会において内閣部門(行政刷新・行政改革／公務員制度改革)では、人事院勧告を踏まえた政府提出法案について議論を行うとともに、公務員制度改革に係る調査会を設置し、行政改革を前進させるための議員立法について議論を行った。

#### 給与関係5法案への対応

人事院は2015年8月6日、2015年度の国家公務員の給与に関する国会と内閣に勧告を行った。一般職について、月給を平均0.4%、ボーナスを0.1カ月分引き上げることが柱となっている。勤務時間を柔軟に設定できるフレックスタイム制の全職員への拡大も含まれていた。

勧告を踏まえ、政府は「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」、「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」、「裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案」、「検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案」、「防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案」(給与関係5法案)を提出した。

民主党・維新の党統一会派は、内閣・防衛・法務合同部門会議などで議論を積み重ね、最終的に党首会談で、行政改革、政治改革を前進させることを前提に、給与関係5法案に賛成することを決定し、法案は成立した。

#### 公務員制度改革への取り組み

民主党・維新の党統一会派は、行政改革の前進に向け、2016年2月9日には、国家公務員総人件費2割削減目標を含む「国及び地方公共団



2016.3.25  
政官接触記録の作成等に関する  
法律案を衆議院に提出



2016.5.27  
公文書管理法改正案・情報公開法  
改正案を衆議院に提出

体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案」を提出した。3月15日には、国会公務員の労働基本権を拡大し、労使交渉で労働条件を決められるようにした上で、人事院勧告制度を廃止し、交渉の窓口として公務員庁を設置する「国家公務員法等の一部を改正する法律案」、「国家公務員の労働関係に関する法律案」、「公務員庁設置法案」を提出した。いずれも、衆議院で審議されず、継続審議となつた(詳細 p.40)。

甘利明前経済再生担当相をめぐる口利きと現金授受問題も考慮し、「政官接触記録の作成等に関する法律案」を衆議院に提出した。法案は審議されず、継続審議となつた(詳細 p.40)。

#### 国民の「知る権利」の強化

189回通常国会の安保法制や190回通常国会のTPP論戦では、政府の露骨な情報隠しともいえる対応が問題となつた。行政情報の適切な管理と公開は民主主義の根幹である。そこで、民進党は「公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案」(公文書管理法改正案)および「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案」(情報公開法改正案)を衆議院に提出した。

その内容は、①行政機関が作成した想定問答等も広く開示対象となるように「行政文書」の定義を見直す、②保存期限に上限を設定し、30年内で原則公開とする、③開示請求手数料を安くする、など国民の知る権利の充実を図るものであったが、審議されず、継続審議となつた。